

平成29年7月7日

政策統括官(国土・土地、国会等移転)付

## オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業の 実施主体を公募します！

～ICTを活用したバリアフリー施策を実践しましょう～

ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図るため、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業」(以下、現地事業)の公募を本日より8月18日(金)まで実施いたします。

現地事業では、市区町村におけるプロジェクトの展開を図るための普及方策を検討します。

### 1. 事業の概要

国土交通省では、ユニバーサル社会の構築に向けて、例えば、車いすの方が通行できるバリアフリールートスマートフォンを通じてナビゲーションする等、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及展開を推進しています。

このようなサービスの実現に不可欠なバリアフリーに関する情報について、「オープンデータの考え方」を取り入れ、既存のデータや収集したデータをオープンデータ化することにより、民間事業者等がそれらデータを活用して多様なサービスを創出できる環境づくりに取り組んでいます。

このたび、市区町村における歩行者移動支援サービスの導入促進に向けて、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業」を実施し、歩行空間ネットワークデータのオープンデータ化等、現地事業の実施過程を通じて普及方策を検討することとしました。

### 2. 公募期間

平成29年7月7日(金)～平成29年8月18日(金)

### 3. 募集要領、応募申請書

別添の資料1、資料2を参照してください。

### 4. 今後のスケジュール(予定)

平成29年8月18日(金)	募集締切
平成29年8月下旬～9月上旬	実施主体の選定
平成29年9月～12月	現地事業の実施
平成30年1～3月	成果とりまとめ

#### 問合せ先

国土交通省 政策統括官付	企画専門官	原田 洋平	(内線 53102)
	主査	原田 勝敏	(内線 53115)
電話 03-5253-8111(代表)	03-5253-8794(直通)	FAX 03-5253-1675	

# 平成29年度 オープンデータを活用した 歩行者移動支援サービスに関する現地事業の実施箇所募集要領 ーICTを活用したバリアフリー施策を実践しようー

## 1. 事業の目的

### (1) 本事業の経緯・概要

国土交通省では、ICT（Information and Communication Technology: 情報通信技術）を活用した歩行者移動支援サービスの普及展開に取り組んでいます。例えば、ICTを活用することで、車いすの方が通行可能なバリアフリールートスマートフォン等を通じてナビゲーションすることが可能となります。一方、このようなサービスを実現するためには、歩行空間上の段差や幅員等の情報をあらかじめデータ化しておく必要があります。

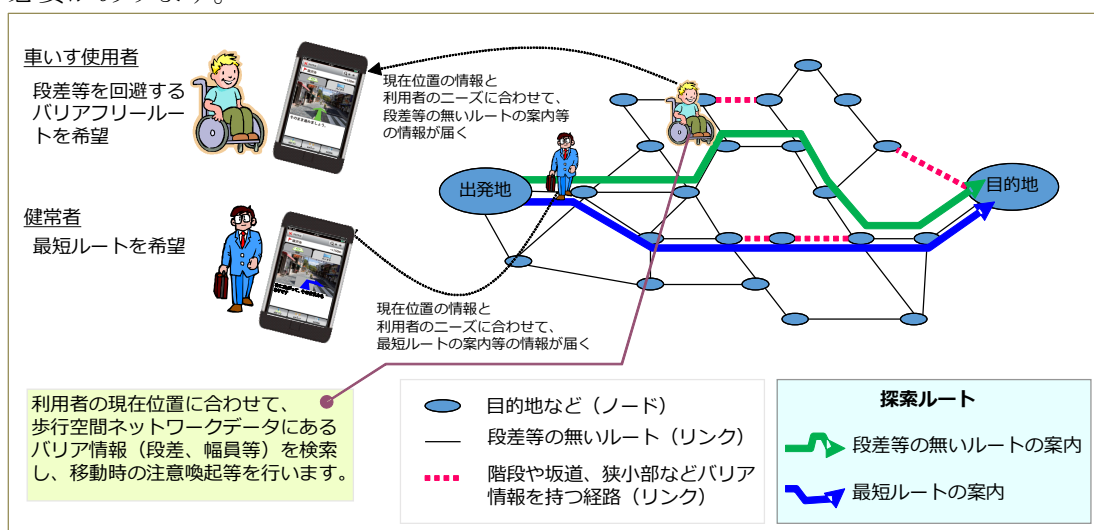


図1 ICTを活用した歩行者移動支援サービスのイメージ  
(バリアフリールートのナビゲーションの例)

そこで、「オープンデータの考え方」を取り入れ、既存の地図等のデータをオープン化して活用したり、あるいは、作成したデータをオープン化することにより、民間事業者等が多様なサービスを創出できる環境づくりに取り組むこととしています。

その一環として、平成29年3月には、ICTを活用した歩行者移動支援サービスを導入する際の手順や考え方等を示した市区町村担当者向けの「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」<sup>(※1)</sup>や事例集<sup>(※2)</sup>の内容充実を図るとともに、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」<sup>(※3)</sup>を改訂し、サービスに不可欠な歩行空間ネットワークデータ<sup>(※4)</sup>等の整備を促進するためデータ整備仕様の簡素化を実施しました。

このたび、市区町村における歩行者移動支援サービスの導入促進に向けて、体制構築や既存施策との連携等、具体的な課題とその対応策を検証すべく、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業」を実施することとしました。

[参考] オープンデータについて

オープンデータとは、「営利目的も含めた二次利用が可能なルールで公開」された、「機械判読に適したデータ形式のデータ」のことであり、オープンデータの導入により、経済の活性化や新事業の創出、官民協働による公共サービス（防災・減災を含む）の実現、行政の透明性・信頼性の向上等が期待されています。

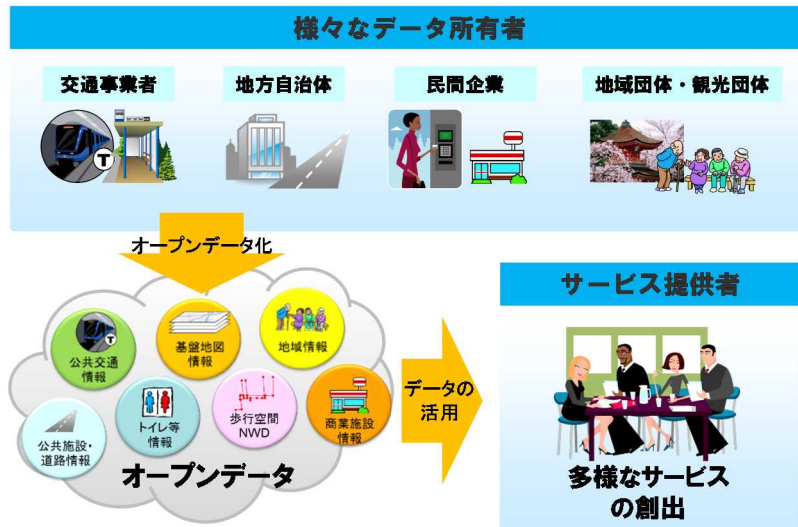


図2 「オープンデータの考え方」に基づくサービス創出のイメージ

(2) 本事業で検証する内容及び成果の取扱い

「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業」（以下「現地事業」という。）は、オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの本格的な展開に向け、歩行者移動支援サービスに資するデータのリストアップ、リストを踏まえて行う市区町村等の保有するデータの収集、歩行空間ネットワークデータ等の整備、収集・整備したデータの公開等を実施します。

現地事業では、これらの一連の取組みを踏まえ、以下について確認することとし、得られた知見・ノウハウは「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」の充実に活用することとしています。

表1 本事業で検証する内容

検証項目	検証内容
実施体制の構築に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者移動支援サービスの展開には、市区町村内の福祉部局、道路部局、観光部局等の様々な部局が役割分担のもと実施することが求められる。そのため、現地事業では市区町村内の各部局の役割分担やそれぞれの部局の連携方法、円滑にサービスを展開するための工夫点等を確認する。</li> </ul>
データのリストアップ、収集、整備、公開に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者移動支援サービスに必要となる市区町村等が所有するデータを公開するまでの各部局の実施内容や手順、実施時に生じた課題を段階ごとに確認するとともに、課題を解決するために実施した対策や工夫点を確認する。</li> <li>データを公開するまでの一連の作業を実施するための地方公共団体職員等の作業量・作業負担を確認する。</li> <li>データを公開するまでの作業を通じ、新たなデータの把握やデータの電子化による多用途への利用可能性等の市区町村に生じるメリットを確認する。</li> </ul>

既存施策との連携方策に関する検証

- ・歩行者移動支援サービスは、市区町村が既に推進している福祉や観光に関する施策と連携し展開することが考えられる。既存の施策と連携する場合の既存施策への歩行者移動支援サービスの位置付けや連携方法・内容等を確認する。

また、現地事業では、データの収集・整備のほか、歩行空間ネットワークデータ等を用いてバリアフリーマップを作成します。これらの成果は、事業終了後も現地事業に参加する団体にてご利用いただけます。また、本事業の取組み内容は、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」や国土交通省のホームページに事例として掲載し全国に紹介します。

### (3) 参考資料

(※1) 「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」  
(平成 29 年 3 月版)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001177519.pdf>

(※2) 事例集①: オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組  
(平成 27 年度、3 地区)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001181964.pdf>

事例集②: ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業  
(平成 23~25 年度、14 地区)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001181965.pdf>

(※3) 「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」 (平成 29 年 3 月版)

(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001177504.pdf>

(※4) 歩行空間ネットワークデータ:

段差や幅員などのバリア情報を含んだ歩行経路の状況を表すデータです。「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」(平成 29 年 3 月版)<sup>(※3)</sup>に基づき作成します。データ項目や作成例等については、以下の URL を参照ください。

(URL) [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu\\_soukou\\_tk\\_000026.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000026.html)

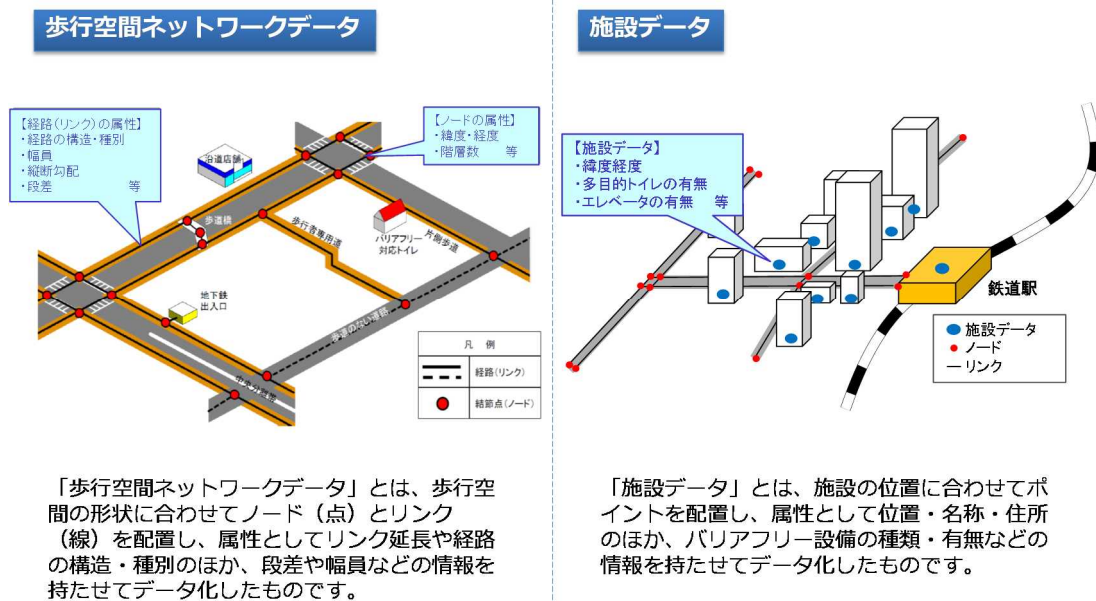


図 3 歩行空間ネットワークデータ、施設データのイメージ

## 2. 事業の概要

- (1) 対象者  
市区町村又は市区町村を構成員とする協議会（以下「実施主体」という。）
- (2) 事業箇所  
現地事業の実施箇所は、2箇所を予定しています。  
（但し、非選定箇所に対しても取組を自主的に実施される場合には、問合せ対応等の支援を実施する予定です。）
- (3) 事業概要（実施主体の実施内容）  
現地事業は、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」に基づき、歩行者移動支援サービスに資する各種データのリストアップ、収集と作成、データの公開等を以下の①～③により実施するものです。  
なお、現地事業の実施主体に対して国土交通省から事業費を交付するものではありません。現地事業の実施は、国土交通省にて別途委託するデータ整備等の支援業務を受託する民間事業者と連携するものとします。

### ① 歩行者移動支援サービス実現のための取組

#### (ア) 全体計画の立案

現地事業の実施に当たり、（イ）～（カ）に記す事項を進めるための全体計画を立案します。

#### (イ) 実施体制の構築

現地事業を実施するための体制を構築し、関係者の役割を明確にします。  
実施体制は、市区町村の職員だけに限らず、大学等教育機関、観光協会、商工会、民間事業者等を構成員とする協議会としても良いものとします。

#### (ウ) データのリストアップ

歩行者移動支援サービスの内容や利用シーンを想定の上、市区町村等で保有する様々なデータの中から、オープンデータ化するデータのリストアップを実施します。

#### (エ) データの収集

（ウ）でリストアップしたデータを、市区町村等の関係部署・団体と調整の上、可能な範囲で電子データ（Excel形式、csv形式、pdf形式等）として収集します。

#### (オ) データの整備

（エ）で実施するデータの収集に加えて、歩行者移動支援に資するデータとして、歩行空間ネットワークデータと施設データの整備を実施します。これらのデータの整備は、国土交通省の「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様案」（平成29年3月版）に基づき実施します。

データ整備に際しては、データ整備エリアや対象施設の選定等の整備計画の立案、市区町村等で保有するバリアフリー情報等のデータ整備に活用できる情報の収集、道路管理者や施設管理者との調整等を実施の上、現地調査し、調査結果を用いてデータを作成します。

(カ) データの公開

(エ) (オ) にて収集、整備したデータを、実施主体のホームページ等においてオープンデータとして公開します。なお、オープンデータの利用ルール等を定めてない場合は、データ公開に合わせて検討します。

表2 実施項目に該当する「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」の記載箇所

実施項目	ガイドラインの該当箇所
(ア) 全体計画の立案	—
(イ) 実施体制の構築	第2章 2-5 市区町村の役割と取組体制について
(ウ) データのリストアップ	第3章 データのリストアップ
(エ) データの収集	第4章 4-1 既存データサイトの活用
(オ) データの整備	第4章 4-2 新たなデータ収集・作成・加工等を行う場合
(カ) データの公開	第5章 データの公開

② 運営会議の開催

現地事業を実施するための運営会議を開催します。実施期間内に3回程度開催します。

③ 事業成果のとりまとめ

①の実施内容について、現地事業の成果として取りまとめ報告書を作成します。

(4) 現地事業支援業務（民間事業者）の実施内容（予定）

国土交通省は、本公募にて選定する実施主体による現地事業の実施を支援するための業務を民間事業者に委託します。

民間事業者は、(2)に記す実施内容について現地事業実施主体の支援を実施するほか、現地事業地区にて作成した歩行空間ネットワークデータ等を用いてバリアフリーマップを作成するツールの作成を予定しています。

民間事業者が実施する予定の内容は、下表の通り予定しています。今後現地事業にあわせて実施主体にて独自に行う取組に関して、下表に記載されている項目以外のものについては、実施主体の負担にて実施していただくこととなります。



表3 現地事業支援業務（民間事業者）の実施内容（予定）

No	項目	内容
1	歩行者移動支援サービス実現のための取組支援	
	(ア) 全体計画の立案支援	全体計画立案において、実施計画や工程計画等の作成を支援する。
	(イ) 実施体制の構築の支援	実施体制の構築において、関係部署・団体向けの説明資料の作成を支援する。
	(ウ) データのリストアップ支援	歩行者移動支援サービスに必要となるデータのうち市区町村等が所有するデータリストの作成を支援する。
	(エ) データの収集支援	実施主体が収集した電子データを機械判読可能でオープンデータに適したフォーマットへの変換等を支援する。
	(オ) データの整備支援	現地事業実施主体が選定したエリアについて、現地調査を実施の上、歩行空間ネットワークデータ（延長30km程度/地区） <sup>(※5)</sup> を整備する。 また、施設データを実施主体の既存データ等を利用し整備する。既存データ等がない場合は、必要に応じて当該業務において現地調査を実施する。現地調査を実施する場合は、歩行空間ネットワークデータの整備範囲にある公共施設等障害者や高齢者が多数利用する施設を、1地区当り30箇所程度 <sup>(※6)</sup> のデータを整備する。
	(カ) データの公開支援	現地事業により整備された各種データをオープンデータとして公開する作業を支援する。
2	運営会議の開催支援	運営会議（3回程度）の開催支援とし、配布資料の作成、運営における会場の設営を支援する。
3	事業成果のとりまとめ支援	現地事業の実施内容をとりまとめた報告書作成を支援する。
4	バリアフリーマップ作成ツール（仮称）の開発	歩行空間ネットワークデータと施設データを地図上に描画し、また描画内容を印刷できるツールの開発を実施する。地方公共団体職員を利用者として想定する。
5	問合せ対応	選定箇所、非選定箇所における取組に関する問合せへの対応を行う。

(※5) 歩行空間ネットワークデータ等の整備範囲は、平成27年度に「神奈川県鎌倉市」「福岡県大牟田市」で実施した取組と同程度の規模を想定しています。歩行空間ネットワークデータ等の整備範囲は、別紙2を参照ください。

(※6) 施設データの整備数は、既存資料など事前にある情報を用いず、現地調査を基にデータ整備を行う場合は30箇所程度/地区を想定しています。既存資料等を用いて効率的に情報収集を行う場合は、この限りではありません。

#### (5) 事業成果の公表

現地事業の成果については、以下に示す通り公表することを予定しています。

- ① 現地事業で得られた知見・取組概要について「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」に記載するとともに、国土交通省のホームページにも掲載する予定としています。
- ② 現地事業の取組概要について、国土交通省が開催する「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」にて報告していただくことを予定しています。
- ③ 現地事業で作成した歩行空間ネットワークデータ及び施設データについて、国土交通省の「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」<sup>(※7)</sup>、G空間情報セン

ター<sup>(※8)</sup>、データカタログサイト<sup>(※9)</sup>においても、オープンデータとして掲載する予定としています。

(※7) 歩行者移動支援サービスに関するデータサイト（国土交通省）

(URL) <https://www.hokoukukan.go.jp/top.html>

(※8) G 空間情報センター

(URL) [https://www.geospatial.jp/gp\\_front/](https://www.geospatial.jp/gp_front/)

(※9) データカタログサイト

(URL) <http://www.data.go.jp/>

(6) 事業実施期間

現地事業の実施期間は、平成 30 年 3 月までです。

(7) 事業実施の範囲

現地事業は、「2. (2) 事業概要（実施主体の実施内容）」に記述する実施事項を対象とします。次年度以降のデータのメンテナンス、オープンデータ化等のサービス提供するための取組は対象外です。

### 3. 募集について

応募にあたっては、別添の様式に従い以下の内容を記述して下さい。様式の記載欄が不足する場合、適宜調整してください。

(1) 提案書の記述内容

1) 応募者等

市区町村又は市区町村を構成員とする協議会の名称や構成機関を記述します。なお、協議会での応募申請の場合は、以下の応募資格を有する協議会のみとなります。応募段階で協議会が設置されていない場合は、選定後、現地事業開始までに協議会の設置を行うことにします。

**【応募資格】**

・現地事業の主体となる市区町村が明らかであること。

2) 地域の課題・ニーズを踏まえた歩行者移動支援サービスのイメージ

地域の課題やニーズを踏まえ、その解決につながる歩行者移動支援サービスの内容、現地事業で収集・整備するオープンデータの活用方法について記述します。当該課題・ニーズに関連して既に取り組んでいる施策があれば、その施策との連携の可能性についても具体的に記述します。

3) 事業の実施体制

現地事業を実施するために予定している関係部署・団体と役割を記述します。具体的な実施体制の構築は、現地事業が始まった後に進めることを想定しているため、応募時点で予定している体制を記述ください。

4) 取組内容

現地事業における取組内容として以下を記述します。

- ① 歩行者移動支援に資するデータのリストアップ、収集の方法、収集対象とするデータの種類及び数量



- ② 現地事業で収集するデータ、整備する歩行空間ネットワークデータ及び施設データの対象エリアとその考え方

5) 将来のデータのメンテナンス・利活用促進

現地事業で収集・整備するデータのメンテナンスについて、現時点で想定される方法や頻度について記述します。また、将来のデータの利活用を促進し、多様なサービスの創出につながるよう、2020（平成32）年やその先を見据えて想定している取組内容を記述します。

6) オープンデータに関する取組状況

市区町村等の業務にて整備された様々なデータのオープンデータ化の状況、推進体制、オープンデータのメンテナンス、現地事業で収集・整備するデータをオープンデータ化する方法等について記述します。

また、現地事業に合わせてオープンデータの利活用に関する取組を実施する計画（データソン、アイデアソン、ハッカソン等のイベント開催、バリアフリーマップへの活用、既存のアプリケーションへの活用（ナビ機能の追加）等）があれば記述します。

(2) 応募書類の提出

1) 受付期間

応募書類の提出締切は、平成29年8月18日（金）（17:00必着）まで

2) 提出書類

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ① 応募申請書（押印したもの）及び提案書(別添様式) | 1部 |
| ② ①の電子データ（Word等）を納めたCD-R   | 1部 |

3) 提出方法

上記の提出書類（①及び②）を一つの封筒に収め、「3.（4）問合せ及び提出先」へお持ちいただくか、若しくは郵送等（宅配便、バイク便等を含む）により提出してください。封筒には、「平成29年度オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業 応募書類在中」と赤字で明記してください。

郵送等の過程において、何らかの事情により応募書類が未着となった場合の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。郵送等の場合は、簡易書留扱いにする等、発送と到着の確認ができる方法での送付を推奨します。

4) 受付通知書 応募書類の受領後、郵送により「受付通知書」を発送いたします。

応募書類の提出後1週間を経過しても「受付通知書」が届かない場合には、「3.（4）問合せ及び提出先」にご連絡ください。

なお、受付通知書を発送した場合であっても、応募書類に不備等があるときは、審査されないことがあります。

5) その他

提出された応募書類は返却しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいてください。また、応募申込及び選定の過程における応募書類・追加資料の作成・提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

### (3) 選定方法

提出された提案書については、ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会の外部有識者の助言・意見を踏まえ、以下の「選定に必須の条件」を確認し、「選定を優位に評価する要件」を考慮の上、総合的に評価を行います。

#### 【選定に必須の条件】

- ① 地域が抱える課題やニーズを的確に把握し、ICT を活用した歩行者移動支援サービスによる課題解決のイメージが具体的に示されていること。
- ② 市区町村等の業務にて整備された様々なデータのオープンデータ化を実施していること。

#### 【選定を優位に評価する要件】

- ① 現地事業の実施体制構築のための関係部署・団体等と調整を図る準備ができていること。
- ② データのリストアップ、収集するための具体的な方法が提案されている。
- ③ 現地事業で収集・整備するデータのメンテナンスやデータ利活用を促進するための将来的な取組方針（2020年やその先を見据えた取組方針）が提案されているか。
- ④ 取組内容について、他地域への普及の容易性の観点から優れた提案をしているか。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者あてに連絡します。また、国土交通省のホームページ等において選定した実施主体及び現地事業の場所を公表します。

非選定となった場合は、応募者へ連絡のみとします。なお、非選定となっても取組を自主的に実施される場合には、国土交通省より問合せ対応等の技術的な助言を行う予定です。

### (5) 問合せ及び提出先：

国土交通省総合政策局総務課（総合交通体系担当） 現地事業担当者  
〒100-8918  
東京都千代田区霞が関 2-1-2  
中央合同庁舎第2号館（国土交通省 分館） 12階  
電話：03-5253-8794（直通）

## 4. 現地事業費の負担

現地事業の実施において、実施主体に対して国土交通省から事業費を交付するものではありません。また、国土交通省が民間事業者と契約する現地事業支援業務にあわせて、実施主体が独自に行う取組に関しては、実施主体の負担にて実施していただくこととなります。

## 5. その他

### (1) 事業の実施方法

国土交通省は、現地事業の実施箇所の選定と並行して、現地事業の実施主体と緊密に連携して本事業の実施を支援する民間事業者を選定し委託契約を締結することとしています。

なお、現地事業の実施箇所として選定された実施主体には、民間事業者の支援を受け、現地事業に主体的に携わっていただきます。

### (2) 事業の実施内容

本事業は、本募集に提出された提案内容に基づき実施しますが、国土交通省と民間事業者との契約内容により、実施内容を調整する可能性があります。

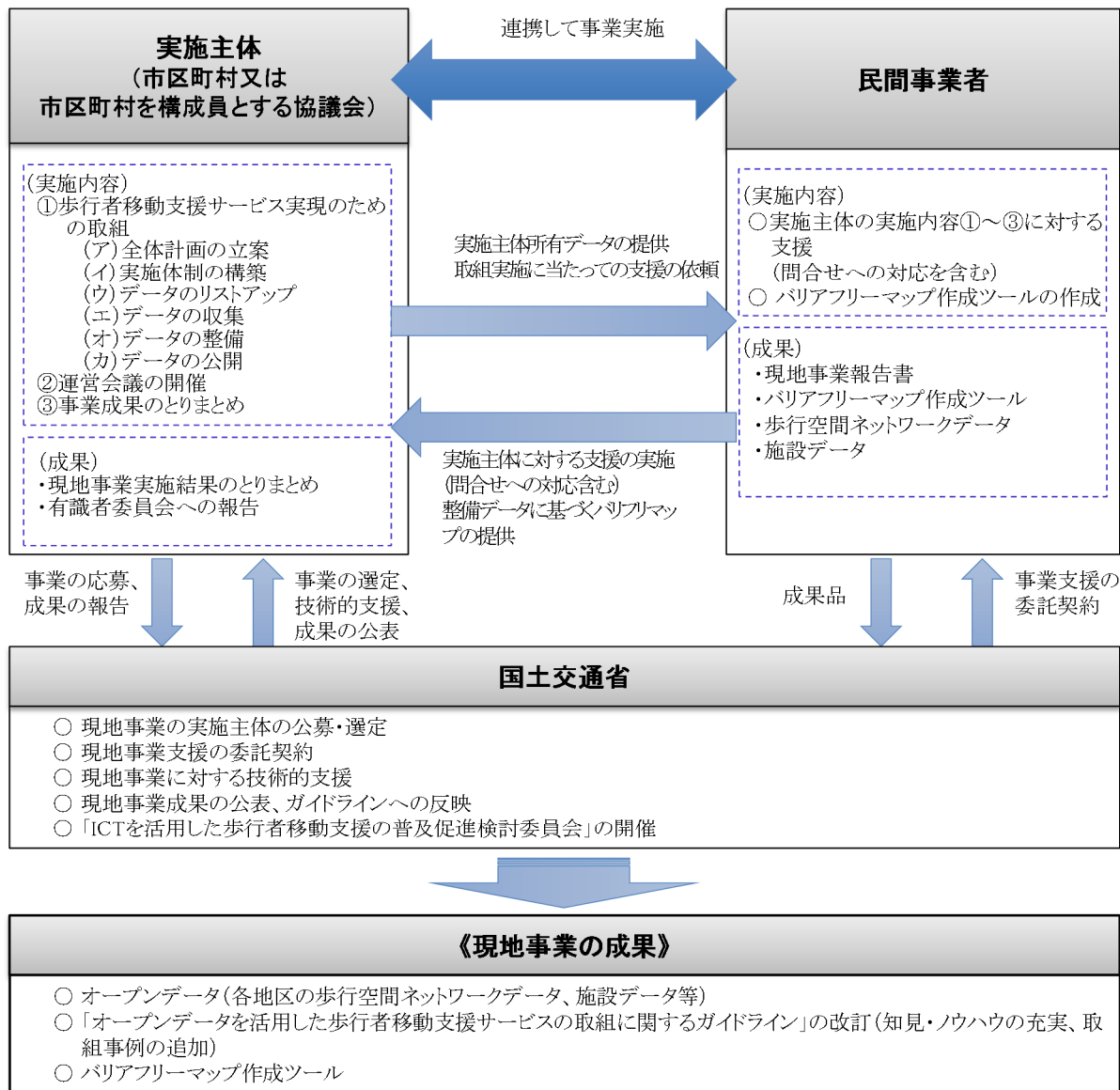
### (3) スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定しています。ただし、諸事情により、変更することがあります。なお、別途、事業実施中に事業の進捗状況等について報告を求めることがあります。

表4 実施スケジュール（予定）

実施スケジュール		実施主体 (現地事業に関する事項)	民間事業者 (別途契約予定)	国土交通省 (有識者委員会等)
平成29年	8月	募集締切(8/18) 選定通知(8/下旬)	支援業務の契約(予定)	有識者委員会 →実施箇所の選定
	9月 ～12月	事業の実施 ・全体計画の立案 ・実施体制の構築 ・運営会議の開催 ・データの整備 等	事業実施の支援	
平成30年	1～3月	成果とりまとめ →委員会での報告 データのオープンデータ化	成果とりまとめ支援	有識者委員会 →実施結果の報告  取組概要・成果等を ガイドラインに反映し、改訂版を公表

(別紙1) 現地事業実施のスキーム



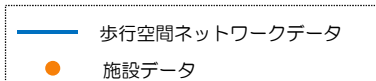
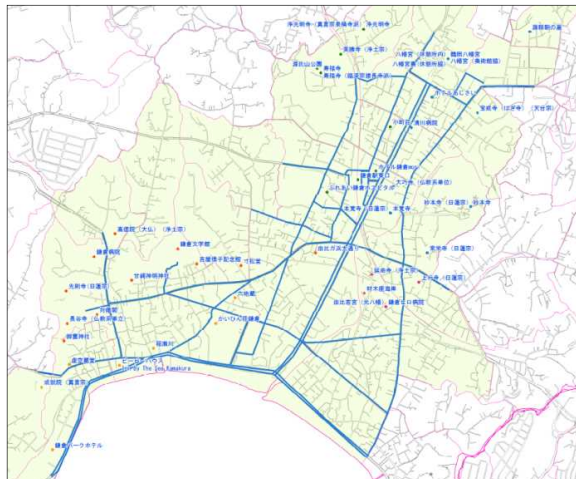
- ・ 現地事業の実施に当たり、国土交通省と実施主体の間での契約行為はありません。
- ・ 実施主体は、全体計画の立案と実施体制を構築の上、民間事業者（国土交通省より別途契約）と協議しながら、現地事業を実施します。

(別紙2) 歩行空間ネットワークデータの整備範囲例

① 神奈川県鎌倉市の例 (歩行空間ネットワークデータを主要経路のみ整備した例)

鎌倉駅を中心に観光客が多く集まる主要な観光施設や公共施設を確認の上、主要な経路を選定し、約 2.5 km<sup>2</sup> のエリア内に約 29.0 km (リンク総延長) の歩行空間ネットワークデータを整備。当該エリア内にある公共施設等の施設データを 25 施設を収録。

<歩行空間ネットワークデータ：約 29.0 km>



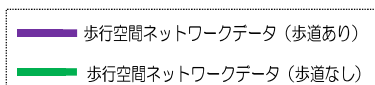
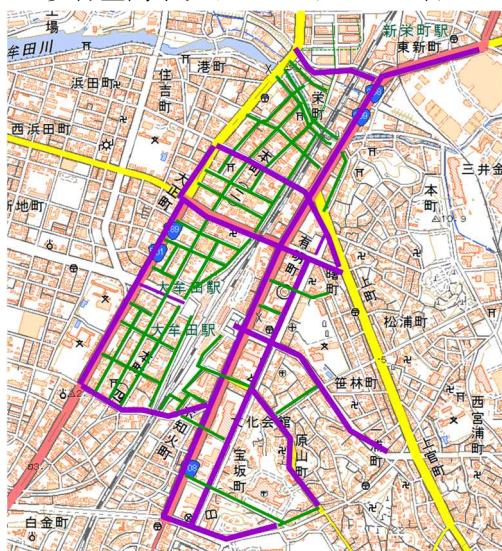
<データ整備エリア：約 2.5 km<sup>2</sup>>



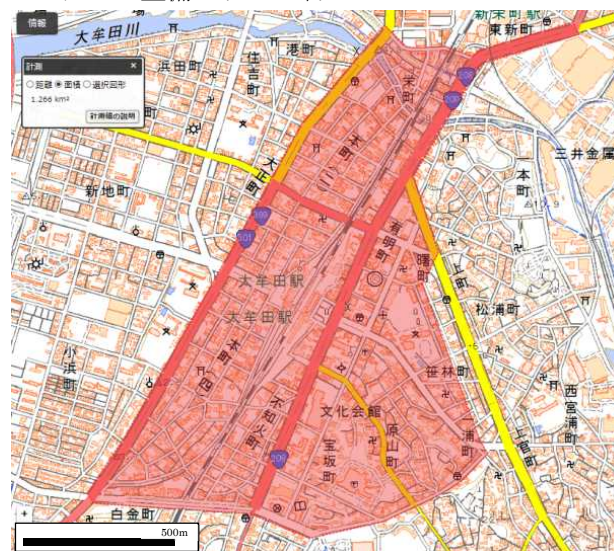
② 福岡県大牟田市の例 (歩行空間ネットワークデータを密に整備した例)

公共施設や観光施設が集積する大牟田駅を中心とした細かい路地を選定し、1.3 km<sup>2</sup> のエリア内に約 29.0 km (リンク総延長) の歩行空間ネットワークデータを整備。当該エリア内にある公共施設等の施設データを 22 施設を収録。

<歩行空間ネットワークデータ：約 29.0 km>



<データ整備エリア：約 1.3 km<sup>2</sup>>



※ リンク総延長は路線延長とは異なりますので留意願います。例えば、路線延長が 1 km の区間において上下線とも歩道がある場合、歩道上に配置する歩行空間ネットワークデータのリンク総延長は 2km となります。

平成 29 年度 オープンデータを活用した  
歩行者移動支援サービスに関する現地事業  
ー ICT を活用したバリアフリー施策を実践しようー

応 募 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局総務課長 殿

(フリガナ)

団 体 名 印

代 表 者 所 属 ・ 役 職

(フリガナ)

氏 名 印

所 在 地

電 話

平成 29 年度オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業  
の実施箇所募集要領に基づき、提案書を添付の上、応募申請書を提出します。

連絡窓口	〔住所〕 〒  〔連絡担当者〕 所属・役職 (フリガナ) 氏 名 〔電話番号〕 〔メールアドレス〕
------	--



※赤字は記載にあたっての留意点、青字は記載例です。応募申請書提出時には消してください。

(1) 応募者等	
団体名称 (市区町村名又は協 議会名を記載。)	〇〇市または、△△協議会
関係機関・部署 (協議会で応募申請する場合、予定している全ての団体について記載。)	
機関名 (協議会で応募申請す る場合、協議会の参加機関を明 記。)	所属・役職
〇〇商工会議所 〇〇観光協会 〇〇市 ...	会長 理事 市長又は〇〇部長 ※協議会事務局

(2) 地域の課題・ニーズを踏まえた歩行者移動支援サービスのイメージ
<p>(地域の課題やニーズを具体的に記載。また、課題解決につながる歩行者移動支援サービスの内容、現地事業で収集・整備するオープンデータの活用方法を記載。当該課題やニーズに関連して既に取り組んでいる施策があれば、その施策と連携の可能性を具体的に記載。)</p> <p><b>【地域の課題】</b>                      (現地事業を提案する市区町村において歩行者移動支援サービスの対象となる障害者や高齢者等の移動に関する地域の課題を具体的に記載。)</p> <p><b>【ニーズ】</b>                      (課題に対する歩行者移動支援サービスの展開に向けた地域のニーズを具体的に記載。)</p> <p><b>【歩行者移動支援サービスの内容】</b>                      (地域の課題・ニーズを踏まえて、オープンデータを活用して将来的に地域に展開したい歩行者移動支援サービスの内容やシステムの機能等を具体的に記載。)</p> <p><b>【現地事業で収集・整備するオープンデータの活用方法】</b>                      (現地事業で収集及びデータ化を予定しているデータの種別とその活用方法を具体的に記載。)</p> <p><b>【関連して既に取り組んでいる施策の内容と連携の可能性】</b>                      (地域で既に取り組んでいる福祉や観光等の施策の内容や実施期間、進捗状況等を記載。また、既に取り組んでいる施策と歩行者移動支援サービスを連携させ実施する可能性やその内容を具体的に記載。)</p>




※赤字は記載にあたっての留意点、青字は記載例です。応募申請書提出時には消してください。

(3) 事業の実施体制		
<p>関係団体・部署 (現地事業を実施するために予定している市区町村内の部署名や役割を記載。また、外部有識者や民間企業等、関係団体が複数ある場合は、全て記載。)</p>		
機関名	部署名	本事業における役割
〇〇大学	□□学部	全体計画の立案
〇〇鉄道	□□部	データのリストアップ、データ収集
〇〇商工会議所		データのリストアップ、データ収集
NPO〇〇		データのリストアップ、データ収集
〇〇観光協会		データのリストアップ、データ収集
〇〇県	□□部	データのリストアップ、データ収集
〇〇市	□□部〇〇課	全体計画の立案、実施体制の構築、データのリストアップ、データ収集、データ整備、データ公開、運営会議の開催、事業成果のとりまとめ
〇〇市	□□□部△△課	全体計画の立案、実施体制の構築、データ収集
株式会社〇〇	□□部	データのリストアップ、データ収集
...	...	...

(4) 取組内容			
<p>(ア) データのリストアップ、収集の方法、収集対象とするデータの種類及び数量</p> <p>(歩行者移動支援に資するデータのリストアップ、収集の方法、収集対象とするデータの種類及び数量を記載。)</p> <p><b>【データのリストアップ及びデータの収集】</b></p> <p>(歩行者移動支援サービスの創出に資するデータを所有する市区町村の各部署や関係団体の協力のもと、データのリストアップする方法を具体的に記載。また、市区町村の各部署や関係団体がリストアップしたデータを効率的に収集する方法等に地手記載。)</p> <p><b>【収集対象とするデータの種類及び数量】</b></p> <p>(現地事業で収集しオープンデータ化を予定している歩行者移動支援サービスの創出に資するデータの種別や内容、入手先、ファイル形式、その数量等を記載。)</p>			
種別	内容	入手先	ファイル形式・数量
公共施設のデータ	緯度・経度、名称、連絡先、トイレの有無・種別、身障者用駐車場の有無、視覚障害者誘導用ブロックの有無	〇〇市●●課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形式：csv</li> <li>・数量：50 施設</li> </ul>
避難場所・避難所のデータ	緯度・経度、施設名称、所在地区名、避難所・避難場所の種別	〇〇市●●課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形式：Excel</li> <li>・数量：20 施設</li> </ul>
バス停のデータ	緯度・経度、名称、時刻表	△△バス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形式：csv、pdf</li> <li>・数量：20 停留所</li> </ul>

平成29年度オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業 提案書 (別添)  
※赤字は記載にあたっての留意点、青字は記載例です。応募申請書提出時には消してください。

(イ) データ収集及び整備を行う対象エリアとその考え方 (収集するデータ、整備する歩行空間ネットワークデータ及び施設データの対象エリアと、対象エリア選定の考え方を記載)	
対象エリア	〇〇県〇〇市〇〇地区 (対象面積 約〇〇km <sup>2</sup> )
【対象エリア選定の考え方】 (地域の課題やニーズを踏まえて、対象エリアとする地区に歩行空間ネットワークデータや施設データの整備が必要な理由を具体的に記載。)	
【対象エリア】 (地図上に現地事業の対象範囲を記載。)	
 <p>対象エリア図</p>	

<b>(5) 将来のデータのメンテナンス・利活用促進</b>
(現地事業で収集・整備するデータの更新頻度や更新を実施する主体、更新方法等を現時点で想定する内容を具体的に記載。また、歩行空間ネットワークデータ等の利活用の促進を図り、サービス創出につなげるための将来的な取組方針を具体的に記載。次年度以降、アイデアソン等のイベントを計画している場合、実施内容や実施主体、実施時期等を記載。)

※赤字は記載にあたっての留意点、青字は記載例です。応募申請書提出時には消してください。

## (6) オープンデータに関する取組状況

(市区町村におけるオープンデータ化の状況、推進体制、オープンデータのメンテナンス、現地事業で収集・整備するデータをオープンデータ化する方法等を記載。)

### 【オープンデータ化の状況】

(市区町村における現状のオープンデータに関する取組の検討状況や取組状況を具体的に記載。)

### 【オープンデータの推進体制】

(市区町村におけるオープンデータに関する現状の推進体制を具体的に記載。外部有識者等と協力して実施している場合には、外部有識者等の関係者についても記載。)

### 【オープンデータのメンテナンス方法】

(市区町村における現状のオープンデータのデータ更新を実施する役割や頻度等のデータメンテナンスの方法について具体的に記載。)

### 【現地事業で収集・整備するデータのオープンデータ化の方法】

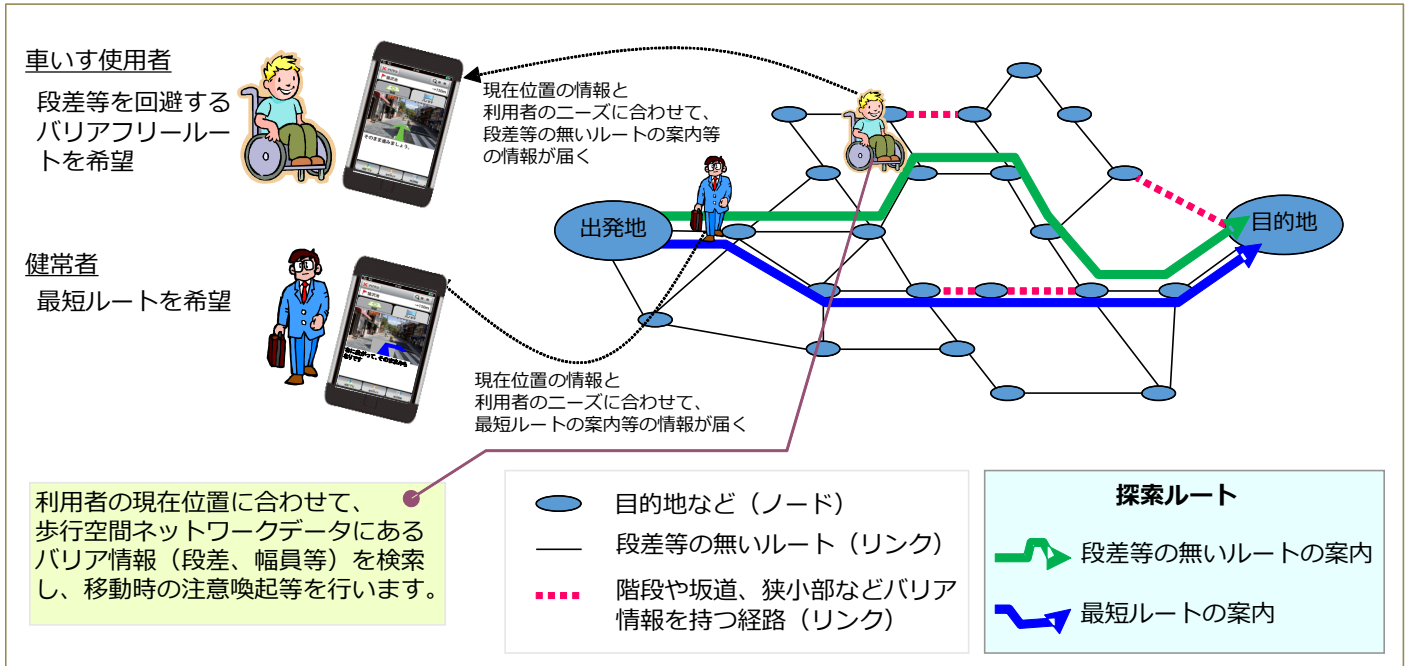
(現地事業で収集・整備するデータをオープンにするデータサイトや想定するデータ形式等を記載。また、オープンデータ化の際にデータ利用者がデータを利用しやすくするための工夫等があれば具体的に記載。)

### 【オープンデータの利活用に関する取組の予定】

(現地事業で収集・整備するデータの利活用促進を図るために今年度実施予定のアイデアソンやハッカソン等のイベント等があれば取組の内容、実施時期を記載。また、イベント開催の他、データの利活用を促進し、多様なサービス創出につながるよう、2020(平成32)年やソソ先を見据えて想定している取組内容があれば具体的に記載。)

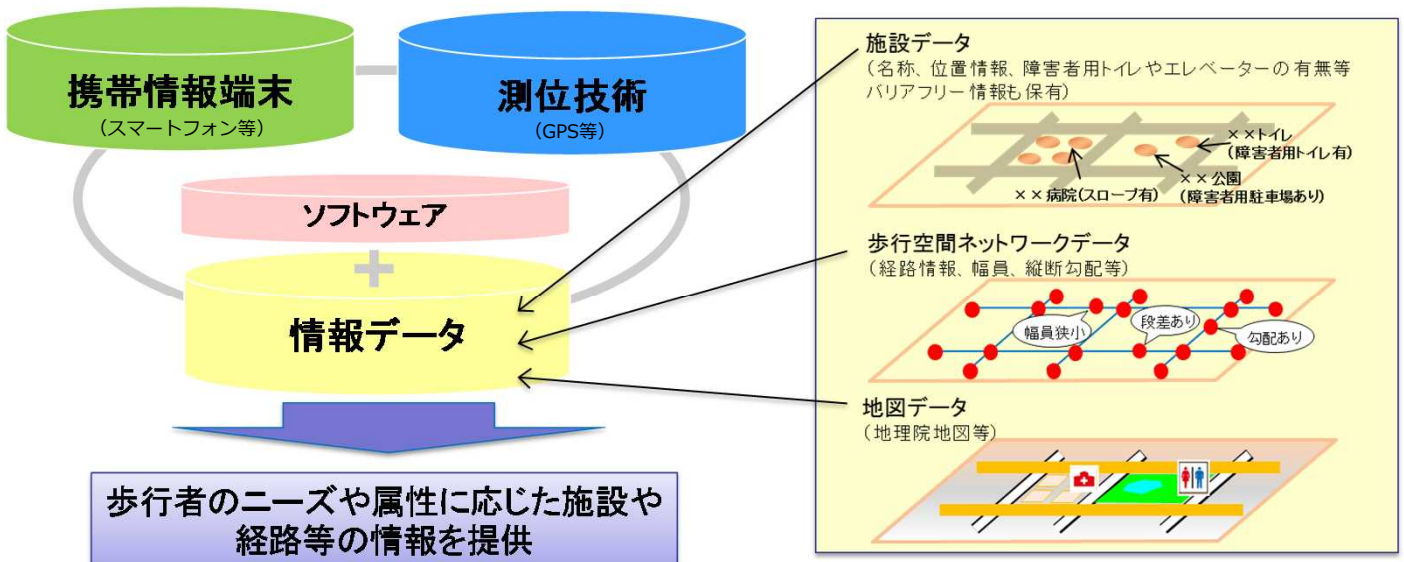
## ICTを活用した歩行者移動支援サービスの概要

- ICTを活用した歩行者移動支援サービスとは、個人の身体状況やニーズに応じて、移動を支援する様々な情報を、ICTを通じて提供するサービスです。例えば、段差や急勾配、幅員の狭いルート等を避けたバリアフリールートを検索・ナビゲーションを行うサービスなどが考えられます。



## ICTを活用した歩行者移動支援サービスを構成する3つの要素

- ICTを活用した歩行者移動支援サービスを提供するためには、「携帯情報端末」「測位技術」「情報データ」の3要素が必要となります。
- 3要素のうち「情報データ」については、「地図データ」「歩行空間ネットワークデータ」「施設データ」等で構成されます。地図データ上に、サービスに必要な各種データを、位置情報を合わせて重ね合わせて表現します。





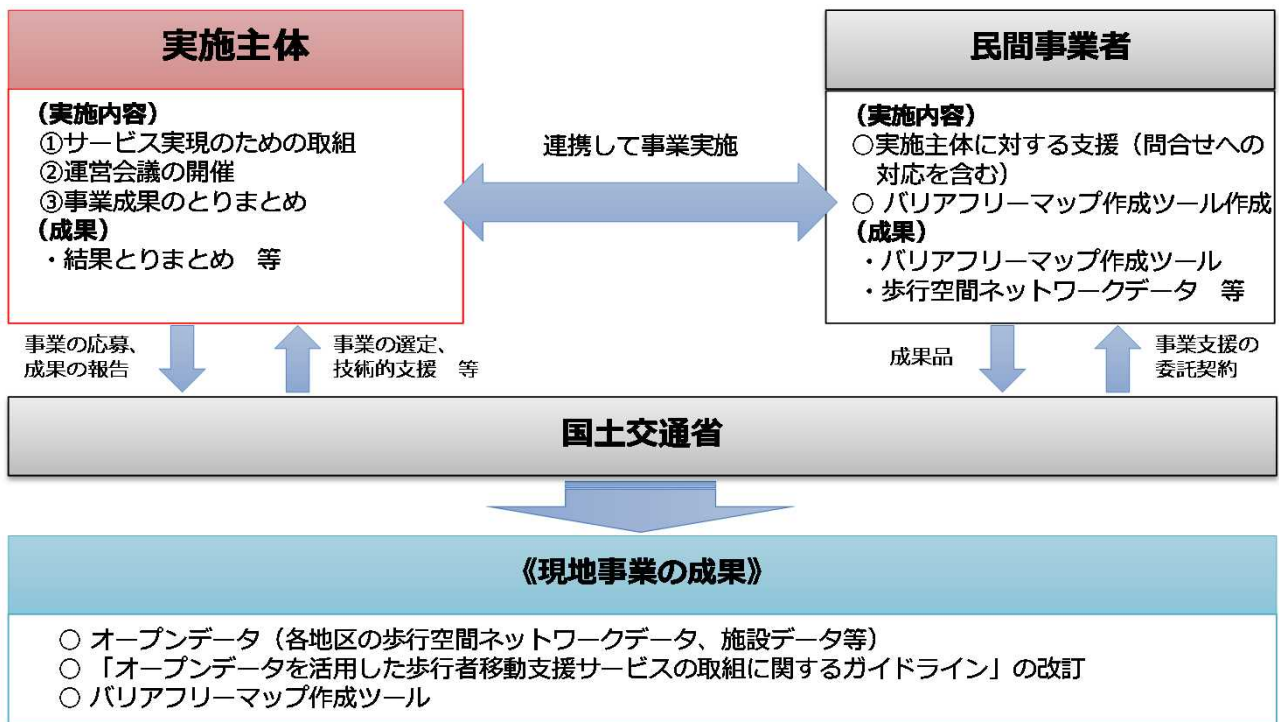
# 「オープンデータの考え方」におけるサービス創出のイメージ

- ICTを活用した歩行者移動支援サービスに不可欠なバリアフリー情報等のデータを「オープンデータ」として公開することにより、民間事業者等がそれらデータを自由に活用して多様なアプリケーションを開発し、サービス提供できる環境を目指します。

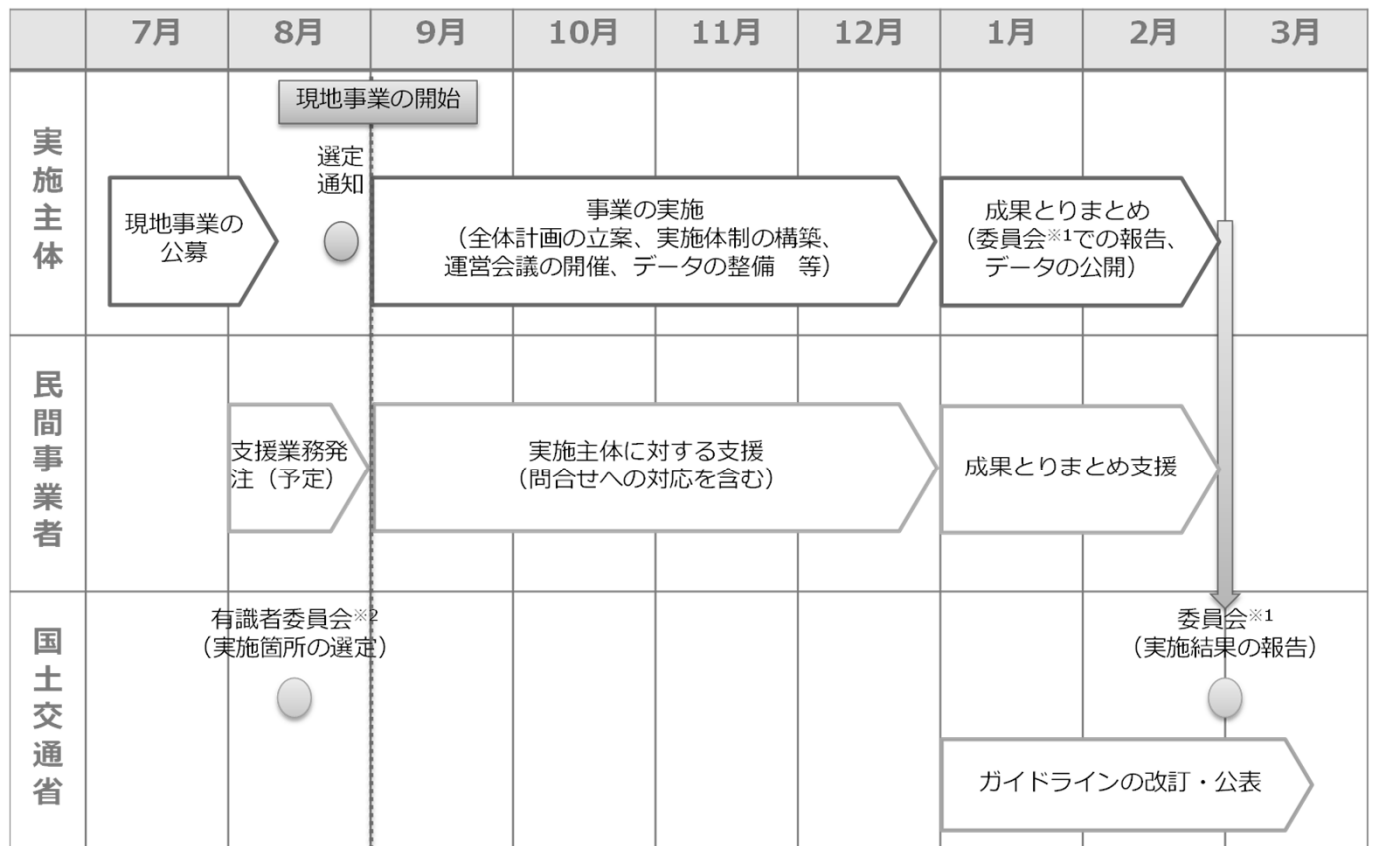


## 現地事業のスキーム

- 現地事業を実際に行う過程を通じて本サービスの普及方策を検討し、成果をとりまとめます。
- 現地事業は、実施主体とそれを支援する民間事業者が連携して実施します。



# 現地事業のスケジュール



※1：国土交通省が開催する「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」  
 ※2：「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」の外部有識者を想定

## (参考) ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会

- 歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた検討を目的として平成26年6月に委員会を設立しました。
- 同委員会で、平成27年4月にとりまとめた提言を踏まえ、「オープンデータの考え方」に基づく取組を推進しています。

有識者	坂村 健	東洋大学 情報連携学部INIAD 学部長	《委員長》
	竹中 ナミ	社会福祉法人 プロップ・ステーション 理事長	(福祉)
	田中 淳	東京大学大学院 情報学環 教授	(防災)
	古屋 秀樹	東洋大学 国際地域学部 教授	(交通・観光)
	森 亮二	弁護士、国立情報学研究所 客員教授	(オープンデータ)
国土交通省	技監		
(行政)	政策統括官 (国土・土地、国会等移転)		
	大臣官房、総合政策局、国土政策局、都市局、水管理・国土保全局、 道路局、鉄道局、自動車局、港湾局、航空局、 観光庁、国土技術政策総合研究所、国土地理院		
東京都	東京都 都市整備局 企画担当部長		
(オブザーバー)	東京都 福祉保健局 生活福祉部福祉のまちづくり担当課長		

**提言 (H27.4)**

▶ 歩行者移動支援サービスの普及促進のためには「オープンデータ」の考え方を積極的に推進することが必要不可欠。  
 ▶ 歩行者移動支援サービスが地域情報提供サービス等、場 (地域) に応じた様々なサービス (バリアフリー、観光 (訪日外国人など)、防災など) と連携して一体的に提供されることが望ましい。等

※ 「オープンデータ」とは、「営利目的も含めた二次利用が可能」なルールで公開された、「機械可読に適したデータ形式のデータ」のことです。